

## 三豊市教育委員会告示第 11 号

### 三豊市宝山湖公園広告掲出要領

#### (趣旨)

第1条 この告示は、三豊市宝山湖公園（以下「施設」という。）に掲出する広告の内容を適正に管理するため、三豊市広告事業実施要綱（平成31年三豊市告示第69号。）及び三豊市広告事業実施基準（平成24年三豊市告示第272号。）に定めるもののほか、施設における広告の掲出又は表示に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (広告の掲出単位、規格等)

第2条 広告の掲出単位（以下「広告枠」という。）の素材、サイズ及び掲出可能場所は、次の表のとおりとする。

広告の素材	広告のサイズ	掲出可能場所
テント生地 (メッシュターポリン)	縦1,000mm×横2,000mm	① Aコート ② Cコート ③ 多目的グラウンド

2 広告の材質等は、次の要件に適合するものでなければならない。

- (1) 発光、蛍光及び反射効果（太陽光、照明等）を有する材料を使用しないこと。
- (2) 紫外線等により、文字、イラスト等が広告枠に広告を掲出できる期間（以下「広告掲出期間」という。）に劣化しない材質であること。
- (3) 広告の縫製方法は、四方縫製とする。

3 広告の掲出場所における配置は、三豊市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が決定する。

#### (広告掲出期間等)

第3条 広告掲出期間は、広告掲出期間の開始日（以下「広告開始日」という。）から翌年3月31日までとする。

2 広告は、広告掲出期間の終了日（以下「広告終了日」という。）の90日前までに広告主から書面による広告終了の意思表示がない限り、自動的に同一条件で広告掲出期間が1年間延長されるものとする。

#### (広告内容)

第4条 広告内容は、次の要件に適合するものでなければならない。

- (1) 施設の機能又は利用を阻害しない形状であり、施設の美観を損なわないこと。
- (2) デザイン構成がストーリー性のある4コマ又は映像表示でないこと。
- (3) 文字や絵柄が過度に詰め込まれていないこと。

(広告掲出料)

第5条 広告掲出料は、次の表のとおりとする。この場合において、1年に満たない掲出期間の場合は、月割（1月に満たない掲出期間がある場合は、1月とする。）で算出し、100円未満の端数は切上げとする。

(税抜、単位：円/年)

掲出場所	1枠の場合	2枠以上の場合
Aコート	150,000	125,000
Cコート		
多目的グラウンド	100,000	80,000

- 2 広告を掲出する者（以下「広告主」という。）は、広告開始日又は掲出期間の延長を開始する日から2か月以内に市の発行する納入通知書により広告掲出料を納付しなければならない。
- 3 教育委員会は、特に必要があると認めたときは、広告掲出料を減額し、又は免除することができる。

(広告掲出申請)

第6条 広告を掲出しようとする者（以下「申請者」という。）は、三豊市宝山湖公園広告掲出申請書（様式第1号）に広告の見本を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項により申請のあったときは、その可否を決定し、三豊市宝山湖公園広告掲出承認・不承認決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(広告の設置)

第7条 広告主は、承認された内容で広告を作成し、広告掲出期間内に教育委員会が指定する位置に広告を設置しなければならない。

- 2 広告主は、広告を設置するときは、その作業工程を教育委員会と協議しなければならない。
- 3 広告主は、掲出場所のフェンスに外れることがないように、広告を取り付けなければならない。

(広告内容の変更)

第8条 広告主は、広告掲出期間中に広告内容を変更しようとするときは、三豊市宝山湖公園広告掲出内容変更申請書（様式第3号）に広告の見本を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、可否を決定して三豊市宝山湖公園広告掲出内容変更承認・不承認決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(広告掲出の終了申出)

第9条 広告主は、広告掲出を終了しようとするときは、広告終了日の90日前までに三豊市宝山湖公園広告掲出終了申出書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

(広告の撤去)

第10条 広告主は、広告終了日の90日前から広告終了日までの間に広告を撤去し、広告枠を原状に復しなければならない。

2 広告主は、広告を撤去するときは、その作業工程を教育委員会と協議しなければならない。

3 教育委員会は、広告が第2条の広告の規格等に適合しないことが判明した場合は、直ちに広告を撤去させるものとする。

(費用の負担)

第11条 次に掲げる費用は、広告主が負担する。

(1) 広告枠に取り付ける広告の製作に要する費用

(2) 広告の取付け、撤去及び維持補修に要する費用（市の責めに帰すべき事由によるものを除く。）

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会又は広告主が維持補修を必要と認めたときは、双方で協議し決定する。

(広告料の返還)

第12条 既納の広告掲出料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 前項の規定において還付する広告掲出料は、取消日の翌日以降に掲出されなかつた日数に応じ日割りにより算出した額とする。

(損害賠償)

第13条 教育委員会は、次の期間において広告を行わないことにつき、損害賠償の責を負わないものとする。

(1) 広告の掲出、撤去及び変更に要する期間

(2) 広告の維持管理に関する期間

(申請手続等の委任)

第14条 広告代理店その他事業者は、広告主に代わって申請及び広告料の納付の手続を行うことができる。

2 広告代理店その他事業者は、前項の手続を行う場合は、広告主からの委任状（様式第6号）を申請書に添付しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、広告掲出の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

（宛先）三豊市教育委員会

申請者所在地  
名　　称  
代表者職氏名  
担当者氏名  
連絡先

三豊市宝山湖公園広告掲出申請書

三豊市宝山湖公園に広告を掲出したいので、三豊市宝山湖公園広告掲出要領第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

広告主	
業種	
掲出希望する場所 (①～③のうち複数希望可)	
広告掲出期間	年　月　日　から　年　3月31日　まで
広告内容	(表示内容、規格、色等)  ※広告の見本を添付してください。
その他の 事項	申請に当たっては、三豊市広告事業実施要綱、三豊市広告事業実施基準及び三豊市宝山湖公園広告掲出要領の内容を遵守するとともに、三豊市が広告主の市税の納付状況の調査を行うことに同意します。

様式第2号（第6条関係）

第  号  
年  月  日

様

三豊市教育委員会  円

三豊市宝山湖公園広告掲出承認・不承認決定通知書

年  月  日付けで申請のあった広告の掲出については、下記のとおり決定したので三豊市宝山湖公園広告掲出要領第6条第2項の規定により通知します。

記

決定内容	<input type="checkbox"/> 掲出可 <input type="checkbox"/> 掲出不可 掲出不可の理由
掲出場所	
掲出期間	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 から 年 <input type="text"/> 3月31日 まで

広告掲出に当たっての留意事項

広告掲出料	円
納付期限	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 (納入通知書により納付)
備 考	

様式第3号（第8条関係）

年　　月　　日

（宛先）三豊市教育委員会

申請者所在地  
名　　称  
代表者職氏名  
担当者氏名  
連　絡　先

三豊市宝山湖公園廣告掲出内容変更申請書

年　　月　　日付けで決定のあった三豊市宝山湖公園への廣告の掲出内容を下記のとおり変更したいので、三豊市宝山湖公園廣告掲出要領第8条第1項の規定により申請します。

記

区分	変更前	変更後
廣告掲出場所		
掲出内容	(表示内容、規格、色等)	(表示内容、規格、色等)
	※廣告の見本を添付してください。	※廣告の見本を添付してください。

様式第4号（第8条関係）

第  号  
年  月  日  
様

三豊市教育委員会  団

三豊市宝山湖公園広告掲出内容変更承認・不承認決定通知書

年  月  日付けで申請のあった広告の掲出内容の変更については、  
下記のとおり承認・不承認したので三豊市宝山湖公園広告掲出要領第8条第2項の  
規定により通知します。

【承認内容】

広告掲出場所	
掲出内容	(表示内容、規格、色等)

【不承認理由】

様式第5号（第9条関係）

年　　月　　日

（宛先）三豊市教育委員会

申請者 所 在 地  
名 称  
代表者職氏名  
担当者氏名  
連 絡 先

三豊市宝山湖公園広告掲出終了申出書

年　　月　　日付けで決定のあった三豊市宝山湖公園への広告の掲出を  
下記のとおり終了したいので、三豊市宝山湖公園広告掲出要領第9条の規定により  
申し出ます。

記

広告掲出終了日	年　　月　　日
---------	---------

様式第6号（第14条関係）

年　月　日

（宛先）三豊市教育委員会

### 委任状

代理人

所在地

名称

代表者職氏名

担当者氏名

連絡先

私は、上記の者を代理人と定め、三豊市宝山湖公園広告掲出申請手続き等に関する一切の権限を委任します。

年　月　日

委任者

所在地

名称

代表者職氏名

担当者氏名

連絡先